

奈良県金属くず営業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十四号

奈良県金属くず営業条例の一部を改正する条例

奈良県金属くず営業条例（昭和三十二年四月奈良県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「見易い」を「見やすい」に、「金属くず商」を「公安委員会規則で定める様式」に改め、同条第二項を削る。

第十条の見出しを「（帳簿等への記載等）」に改め、同条第一項中「営業所ごとに帳簿を備え」を削り、「帳簿に次の事項を記載しなければ」を「次に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしておかなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、金属くず商は、営業所に当該帳簿等を備え付け、又は営業所において直ちに書面に表示することができるようにしなければならない。

第十条第二項を削り、同条第三項中「第一項の帳簿を」を「前項の帳簿等にあつては」に、「一年間」を「同項の電磁的方法による記録にあつては当該記録をした日から一年間営業所に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「帳簿」を「帳簿等又は電磁的方法による記録」に、「又は亡失した」を「若しくは亡失し、又はこれらが滅失した」に、「所轄警察署長」を「営業所の所在地を管轄する警察署長」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「警察官」を「警察職員」に、「帳簿」を「帳簿等（第十条第一項の電磁的方法による記録を書面に表示したものを含む。）」に改め、同条第二項中「警察官」を「警察職員」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第十九条中「警察官」を「警察職員」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十六条第二号中「営業所ごとに帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載」を「必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、若しくは虚偽の記

載若しくは電磁的方法による記録」に改め、「者」の下に「又は同項後段の規定に違反した者」を加える。

第二十七条第一号中「第六条第二項」を、「第六条第二項」に、「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第二号中「警察官」を「警察職員」に改める。

附 則

この条例は、令和六年七月一日から施行する。